

令和 6 年度タクシー利用券の利用方法

この資料をよく読んでからご利用ください

タクシー利用料金補助事業は、運転免許証の交付を受けていない方等に対しタクシー利用料金を補助し、利用者の外出の機会を増やし、社会参加の促進を図ることを目的とする。

令和 6 年度内容（変更あり）

1. 対象者 40歳以上で自動車運転免許証をお持ちでないかた等
※身体障害等により自家用車を利用できない理由があるかた
2. 目 的 タクシー利用料金の助成
3. 補助限度額 45,000円（500円券×90枚）
4. 使用限度 1回の乗車につき、1人6枚まで（3,000円分）
5. 乗降場所 乗降場所の制限の廃止
※乗降場所のどちらかが美里町内である必要がなくなりました。
6. のりば タクシーのりば廃止
※のりばを利用した際の迎車料金無料の制度廃止
7. 利用できるタクシー会社

所在地	タクシー会社
本庄市内 (2社)	(有)明日香交通
	本庄タクシー(株)
寄居町内 (4社)	大信観光タクシー
	(株)桜交通
	(有)本間タクシー
	寄居タクシー(有)
所在地	介護タクシー会社
美里町内	(株)陽寄りの丘
本庄市内 (2社)	むさしサービス(株)
	介護福祉タクシーブルーベル

※介護タクシーの利用は一般タクシーとは異なり、要介護、要支援者、身体障害者手帳保持者、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難であり、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難なかに限られます。

使 用 方 法

乗車する前（持ち物）

タクシー利用券は、美里町タクシー利用者証（顔写真付き）を持って
いる本人のみ使用できます。

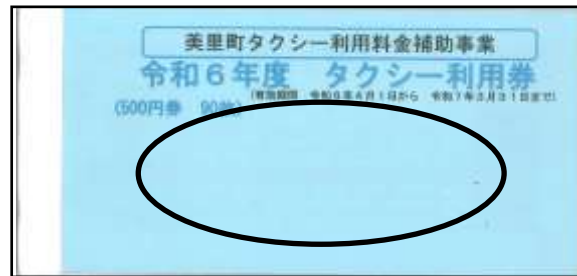
※ 利用時に利用券（顔写真付き）の提示をお願いします。

※ 利用券・利用者証・一部負担金（端数の乗車料金、使用限度以上の
場合の乗車料金）を忘れずにお持ちください。

※ 500円（タクシー券1枚分）で割り切れない運賃については、自己
負担です。また、3,000円（タクシー券6枚分）を超えた運賃につ
きましても自己負担です。



提示



使えるタクシー会社

タクシー利用券を使用できるタクシー会社は下記の9社になります。

所在地	タクシー会社	電話番号
本庄市内 (2社)	(有) 明日香交通	0120-57-3171
	本庄タクシー(株)	0120-88-4181
寄居町内 (4社)	大信観光タクシー	0120-97-1127
	(株) 桜交通	0120-58-0779
	(有) 本間タクシー	0120-81-3635
	寄居タクシー(有)	0120-13-5512
所在地	介護タクシー会社	電話番号
美里町内	(株) 陽寄りの丘	0495-71-8568
本庄市内 (2社)	おさしサービス(株)	0495-21-2211
	介護福祉タクシーブルーベル	080-6539-7010

※利用券の表紙裏面にタクシー会社の連絡先が記載されています。

予約時及び乗車時のお願い

- ・ 予約は、利用者が直接タクシー会社へ電話をしてください。
- ・ 予約の際は、「美里町のタクシー利用券を使用すること」を伝えてください。
- ・ 予約は時間に余裕を持って依頼してください。

注 意 点

- ・ 利用券は、有効期限があります。期限の過ぎた利用券は使えません。
- ・ 余った利用券を他の人にゆずることはできません。
- ・ 紛失した場合などを含めて再発行はできません。
- ・ 死亡、転出、運転ができるようになった場合、利用券を返納してください。
- ・ 福祉タクシー利用券との併用はできません。
- ・ これまでの注意事項に違反した場合や不正な利用が確認された場合、該当する補助相当額及び利用券を返還していただく場合があります。

上 手 な 使 い 方

乗り合わせがお得！

この制度を利用しているかたと一緒に乗り合わせで利用すると1人あたりの負担が軽くなります。

また、乗り合わせの場合、タクシー1台の1回の使用枚数の上限は、6枚×乗車した対象者の人数 になります。

(例) 対象者が3人で乗車した場合

→ 1回の乗車で最大18枚(9,000円分)まで使えます。



〔お問い合わせ〕

美里町役場 介護福祉課

☎0495-76-5132